

## 平成30年第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月29日(水) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(12人)  
農業委員 金田起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人  
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳  
山本 賢一 太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 無し
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長  
議事録署名委員 佃 正人 齊藤 英次
6. 議 事
  - (1) 議案 第28号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案 第29号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案 第30号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (4) 議案 第31号 農用地利用集積計画の同意について
  - (5) 報告 第7号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
  - (6) その他

伊藤局長      こんにちは、本日はお忙しい中、また、研修はお疲れ様でした。  
只今から平成30年第8回の総会を開催いたしたいと思います。  
本日は、農業委員さん全員の出席ですので、本日の総会が成立したこ  
とをご報告いたします。  
それでは、次第に沿って進めさせていただきます。  
開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長      今日はお疲れ様でした。最適化推進大会ということで、第1回という  
ことで、開催されましたが、今日は後から農地パトロール等について  
事務局からお話があると思いますので、よろしくお願ひします。

- 伊藤局長 ありがとうございます。  
次に議長選出になっておりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条の規定により、田代会長に議長をお願いいたします。
- 田代議長 それでは、平成30年第8回農業委員会総会を開会します。本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名であります。議長において指名することによってよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 それでは、佃委員さんと斎藤委員さんをお願いします。  
それでは、今から議案審議を行います。  
まず、申請書の確認委員さんより申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになります。確認委員さんには説明をよろしくをお願いします。  
それでは、今月の議案審議をお願いいたします。  
議案第28号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。  
ここで、議案書の訂正がありますので、事務局からお願いします。
- 事務局 議案書2ページの3番目のところの、耕作面積が1,481となっております。23,261㎡の誤りです。1,481となるところが23,261㎡になります訂正をお願いします。以上です。
- 田代議長 それではよろしいですか。申請番号1番について、確認委員は私ですので、説明をいたします。2ページをお願いします。  
譲渡人、譲受人は記載の通りです。土地の地番は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は1,383㎡、譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小です。権利の種類は売り買いであります。以上です。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい、説明いたします。申請人は農地所有適格法人で、申請地までの通作距離は約500m、農機具も所有し、主たる作物は、米・キュウリ・ネギになります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん

方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。  
申請番号2番について、確認委員は佐美三委員さんですので、説明をお願いします。

佐美三委員 2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積3,245㎡です。耕作面積23,639.71㎡、申請面積3,245㎡、貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は規模縮小、家族5人、権利の種類、売買となっております。この物件は以前から小作をされてきた土地であります。以上です。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい説明します。申請地までの通作距離は約500mで、農業年数30年、農機具も所有し、主たる作物は米・デコポン・イチゴ・みかんになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。  
申請番号3番について、確認委員は佃委員さんですので説明をお願いします。

佃委員 3番につきまして説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積4,444㎡、耕作面積は23,261㎡、申請面積は4,444㎡、貸借形態は所有権（無償）です。譲渡理由は移譲年金、家族4名、贈与となっております。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請地までの通作距離は約2キロで、農業年数15年、農機具も所有し、主たる作物は米・タバコ・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

委員 ちょっとすいません。持ち分が3分の一になっていますが、全部の所有権移転なのか。

事務局 場所がタバコの共同育苗施設になります。煙草組合の共有になりますが、法人格を持っていないため役員で3分の一ずつの所有形態になっています。

委員 わかりました。

田代議長 よろしいですか。以上で議案第28号については3件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。  
次に議案第29号、「農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に対する審議について」を議題といたします。  
申請番号1番について、確認委員は佃委員さんですので、説明をお願いします。

佃委員 1番につきまして説明いたします。申請人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。2筆ありまして、1筆目が登記畑、現況宅地、1,159のうちの270㎡、あと1筆が畑で現況が雑地、2筆併せまして528㎡、転用目的は農機具、農業用資材置場、1棟165㎡となっております。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。他に事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 説明いたします。地図は5ページです。申請人は石橋町に居住している農業を営む個人で、農機具が増えたことと、申請地は自宅から近く利便性がよいことから、農業用倉庫、農業用資材置場を目的として、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。なお、申請地は平成10年頃からすでに利用しており、始末書添付の案件になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

推進委員 お伺いしてもよろしいでしょうか。

田代議長 はい、どうぞ。

推進委員 地図でナンバー1としてあるが、土地の所在は神馬町と石橋町になっているが、これはこの中で分かれているのか。

委員 境界がこの手前にあり、三差路から神馬町と石橋町に分かれている。

事務局 斜線の部分が申請地ですが、縦の部分の白地部分で筆が分かれています。

田代議長 よろしいですか。

推進委員 はい。

田代議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは承認をいたします。  
申請番号2番について、確認委員は佃委員ですので説明をお願いします。

佃委員 はい、2番につきまして説明いたします。申請人、土地の所在地は議

案書記載のとおりです。これも2筆あります。1筆目が登記畑，現況宅地，登記面積が263㎡，もう1筆が畑，現況が宅地で154，2筆併せまして417㎡，転用目的は堆肥舎，1棟292㎡となっております。よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。他に事務局から補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 説明いたします。地図は6ページになります。申請人は石橋町に居住している農業を営む個人で，申請地は自宅から近く利便性がよいことから，堆肥舎を目的として，今回の転用申請となりました。申請地は，第1種農地，第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり，その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われまふ。なお，申請地は平成21年頃からすでに利用しており，始末書添付の案件になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方のご意見はありませんか。

委員 堆肥舎も転用しなければならないのか。

事務局 農業用施設も200㎡以上は転用の必要がある。また，200㎡未満でも転用の届出は必要。許可がいらぬだけ。

田代議長 他に質問はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということで，2番については承認いたします。以上で，議案第29号については2件承認を得ましたので，許可書の交付を行います。次に議案第30号，「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について，確認委員は金田委員さんですので説明をお願ひします。

金田委員 申請番号1番について説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況雑地，登記面積は24㎡，転用面積24㎡，権利の種類，使用貸借権設定。転用目的は住宅敷地拡張です。よろしくお願いいたします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 説明します。地図は10ページです。  
申請人は，宇城市に居住する個人で，既存宅地に個人住宅を建築するにあたり，公道と接続する進入路を確保し敷地拡張するため，今回の転用申請となりました。宅地部分と申請地である農地部分を併せた面積は320.88㎡で農地部分が24㎡になります。  
申請地は，上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で，かつ，500m以内に宇土東小学校及び宇土東保育園があるため，第3種農地になると思われます。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，1番については承認をいたします。  
申請番号2番について，確認委員は中山委員さんですので，説明をお願いします。

中山委員 はい。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑，現況畑，登記面積143㎡，うち転用面積143㎡。権利の種類，使用貸借権設定。転用目的，農業用の資材置場です。よろしくお願いいたします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい。地図は11ページになります。申請人は，古保里町に居住して

いる兼業農家で、農業用資材、ビニールハウス資材等が増え手狭になったことから、保管場所を探していたところ、申請地は、自宅に近く適していると考え、農業用資材置場を目的として、今回の転用申請となりました。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域に近接している区域のため第2種農地になると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

金田委員 はい。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積3筆合計で1,714㎡、うち転用面積も1,714㎡です。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的は宅地分譲9区画です。よろしく願いいたします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 地図は12ページになります。申請人は、熊本市で主に「不動産の売買・賃貸・管理・仲介及び土木建築工事の設計施工業など」を営む法人で、申請地は市役所近接地区で周辺は宅地化が進み、住宅の需要が見込まれることから、宅地分譲を目的として、今回の転用申請となりました。

申請地は、都市計画区域内の用途地域で、第3種農地になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。  
以上で、議案第30号については3件承認を得ましたので、許可書の  
交付を行います。  
次に、議案第31号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題  
といたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。15ページをお開きください。番号59番、  
借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目2筆とも田、  
面積合計2,611㎡で、平成30年10月1日から平成40年9月  
30日までの10年間の賃借権の設定となり、借賃は2筆で28,6  
00円となっております。番号④、買い手、売り手、物件の所在は議  
案書記載のとおりです。地目2筆とも田、面積合計は3,472㎡で、  
所有権移転となっております。16ページをお開きください。  
17ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況の一覧表  
となっております。次に17ページをお開きください。こちらに左側  
が今月の利用権設定となっております。合計のみ読み上げますと、利  
用権の設定が2,611㎡で所有権移転が3,472㎡となっております。  
そして右側が1月からの累計となっております。合計だけ読み  
上げますと利用権設定が171,324㎡、所有権移転が16,48  
1㎡行われております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さんのご意見はありますか。

全委員 異議なし。

田代議長 よろしいですか。異議なしとのことで議案第31号については決定を  
いたします。  
次に報告第7号農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等  
の合意解約についてを議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局 19ページをお開きください。1番、貸人、借人、土地の所在は議案  
書記載の通りです。平成30年8月10日の3筆のうち1筆が農地法  
第3条申請のため、また、2筆は熊本県農業公社への売買による解約  
となります。以上です。

田代会長 以上で、報告第7号につきまして事務局の報告を終わります。予定し

ておりました案件は、すべて承認いたしました。他に、事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局

ありません。

それでは、佐美三副会長より閉会のご挨拶をお願いします。

佐美三副会長 今日、お疲れ様でした。平成30年第8回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 佃 正人 印

議事録署名人 齊藤 英次 印